定　款

第１章
総　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社フジ・コーポレーションと称し、英文では FUJI CORPORATION と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．自動車タイヤの販売
２．自動車タイヤの修理
３．自動車付属品、アクセサリーの販売
４．不動産の賃貸業
５．玩具、遊戯用具の販売
６．図書、雑誌その他印刷物の販売
７．日用品雑貨の販売
８．食品の販売
９．洋装繊維製品、スポーツ用品、装身具の販売
10．電気機器の販売
11．時計、鞄の販売
12．酒類の販売
13．医薬品の販売
14．煙草の販売
15．フランチャイズ事業
16．保険代理業
17．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を宮城県富谷市に置く。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第２章
株　式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、30,400,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第６条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利）

第８条　　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

（株式取扱規程）

第１０条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１１条　当会社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章
株主総会

（招集および招集地）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

②株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか、宮城県仙台市で開催する。

（議決権の代理行使）

第１３条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（招集者および議長）

第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章
取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第１８条　当会社は、取締役会を置く。

（員数）
第１９条　当会社の取締役は、11 名以内とする。

（選任方法）
第２０条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
③取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（解任方法）
第２１条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（任期）
第２２条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２３条　取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２５条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２７条　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第２８条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２９条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第３０条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３１条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（社外取締役の責任限定契約）

第３２条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章
監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第３３条　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（員数）
第３４条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）
第３５条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第３６条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）
第３７条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３８条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（常勤の監査役）
第３９条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の議事録）
第４０条　監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第４１条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第４２条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第４３条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第４４条　当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章
会計監査人

（会計監査人の設置）

第４５条　当会社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第４６条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第４７条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第４８条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第４９条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第７章
計　算

（事業年度）

第５０条　当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第５１条　剰余金の配当は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

②前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第５２条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当金の除斥期間）

第５３条　剰余金の配当金（中間配当金を含む）は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその義務を免れる。

第８章
付　則

（改定）

第１条　　平成２２年１月６日　　改定
　　平成２６年８月１日　　改定
　　平成２７年１月２９日　改定
　　平成２９年１月２７日　改定
　　平成３０年１月２９日　改定
　　平成３１年１月２９日　改定
　　令和２年１月２９日　　改定